

○ レコードの内容及び留意事項【別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書】(令和3年4月1日以後終了事業年度又は連結事業年度分)

項目番号	項目名	入力文字基準	留意事項
1	フォーマット区分	半角 4文字	「1101」を記録してください。
2	住所又は所在地	全角 100文字以内	債務者の住所又は所在地を記録してください。
3	氏名又は名称	全角 30文字以内	債務者の氏名又は名称を記録してください。
4	外国政府等の別	全角 10文字以内	債務者が法人税法施行令第96条第1項第4号に規定する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体である場合には、その別を記録してください。
5	個別評価の事由	号 全角 2文字以内	個別評価の事由が法人税法施行令第96条第1項各号のいずれに該当するか記録してください。
6		記号 全角 2文字以内	
7	同上の発生時期	元号 半角 1文字	○ 個別評価の事由の発生時期を記録してください。 ○ 元号には平成「4」又は令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2文字以内で記録してください。 (例) 「令和2年4月1日 → 5,02,04,01又は5,2,4,1」
8		年 半角 2文字以内	
9		月 半角 2文字以内	
10		日 半角 2文字以内	
11	当期繰入額	半角 16文字以内	損金経理により個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ当期に繰り入れた額を記録してください。
12	個別評価金銭債権の額	半角 16文字以内	繰入限度額の基礎となる額として法人税法第52条第1項に規定する個別評価金銭債権の額を記録してください。
13	(6)のうち5年以内に弁済される金額	半角 16文字以内	項番12のうち5年以内に弁済される金額を記録してください。
14	担保権の実行による取立て等の見込額	半角 16文字以内	
15	他の者の保証による取立て等の見込額	半角 16文字以内	
16	その他による取立て等の見込額	半角 16文字以内	
17	(8)+(9)+(10)	半角 16文字以内	項番14、項番15及び項番16の合計額を記録してください。
18	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	半角 16文字以内	項番12のうち実質的に債権とみられない部分の額を記録してください。
19	(6)−(7)−(11)−(12)	半角 16文字以内	項番12から項番13、項番17及び項番18を差し引いた額を記録してください。
20	令第96条第1項第1号該当	半角 16文字以内	個別評価金銭債権の額が法人税法施行令第96条第1項各号のいずれに該当するかに応じ、次の額を記録してください。 ① 第1号、第2号に該当する場合 項番19で記録した額 ② 第3号、第4号に該当する場合 項番19 × 50%の額
21	令第96条第1項第2号該当	半角 16文字以内	
22	令第96条第1項第3号該当	半角 16文字以内	
23	令第96条第1項第4号該当	半角 16文字以内	
24	繰入限度超過額	半角 16文字以内	項番11−(項番20、項番21、項番22又は項番23)の額を記録してください。
25	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額	半角 16文字以内	項番12の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の項番11と(項番20、項番21、項番22又は項番23)のいずれか少ない額を記録してください。
26	前期の個別評価金銭債権の額	半角 16文字以内	
27	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額	半角 16文字以内	前期の個別評価金銭債権の額が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額を記録してください。

項目番号	項目名	入力文字基準		留意事項
28	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	半角	16文字以内	項番27に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった額を記録してください。
29	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	半角	16文字以内	項番27に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった額を記録してください。
30	(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額	半角	16文字以内	項番28又は項番29に金額の記録がある場合の項番27の額を記録してください。